

重要事項説明書

社会福祉法人くるみ会
ケアハウス ふじの里

令和6年12月1日改定

ケアハウスふじの里 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 くるみ会
法人の所在地	広島県三次市栗屋町字高掛 1 1 7 1 8 番地 2
代表者氏名	理事長 河野 和昌
電話番号	0 8 2 4 - 6 3 - 6 2 5 8
設立年月日	昭和 4 7 年 7 月 6 日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウスふじの里
施設の所在地	広島県世羅郡世羅町大字小国 1 0 8 8 9 番地 2 3
施設長名	西原 丈順
電話番号	0 8 4 7 - 3 7 - 2 5 3 7
F A X 番号	0 8 4 7 - 3 7 - 2 5 3 1
開設年月日	平成 7 年 1 1 月 1 日
損害賠償責任保険加入先	全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。</p> <p>ここでは、食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の在宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。</p>
施設運営の方針	<p>身体機能の低下・家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方に入居いただき、日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送れるよう支援いたします。</p> <p>施設内は、明るく家庭的な雰囲気を有し、事業の実施にあたっては、関係機関との綿密な連携を図り、個人情報についてもプライバシーの保護に取り組み、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

4. 施設サービスの概要

種類	内容
食 事	<p>・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>【食事時間】 朝食 8 : 0 0 ~ 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~</p>
入 浴	<p>・年間を通じて毎日の入浴ができます。</p> <p>但し、毎週火曜日は浴槽消毒日のため入浴中止日</p> <p>・職員付添いの入浴を希望される方は、見守り入浴も可能です。</p> <p>但し、石けん、タオル代として 5 0 0 円 / 月必要</p>

健康管理	・体重血圧測定を定期的におこないます。 ・疾病，負傷等緊急時の場合もすぐに対応できるよう職員を配置しています。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間事業計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援等の事業を行います。(実費必要)
外出送迎	・町内の病院や金融機関等への送迎を行います。(火曜と隔週の土曜日)

5. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
特別養護老人ホーム せせらぎ園	平成12年 4月 1日	3474200239	64名
せせらぎ園ショートステイ	平成12年 4月 1日	3474200189	6名
特別養護老人ホーム つばきの里	平成24年 4月 1日	3494200037	10名
くるみホームヘルプサービス	平成12年 4月 1日	3474200148	—
くるみ居宅介護支援事業所	平成12年 4月 1日	3474200023	—
くるみデイサービスセンター	平成12年 4月 1日	3474200155	25名

6. 利用料

(1) 分割方式で一人用居室を利用する場合 (管理費一時預入れなし)

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位:円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000円以下	月額	33,800	10,300	46,854	90,954
2	1,500,001～1,600,000	月額	33,800	13,400	46,854	94,054
3	1,600,001～1,700,000	月額	33,800	16,500	46,854	97,154
4	1,700,001～1,800,000	月額	33,800	19,700	46,854	100,354
5	1,800,001～1,900,000	月額	33,800	22,800	46,854	103,454
6	1,900,001～2,000,000	月額	33,800	25,900	46,854	106,554
7	2,000,001～2,100,000	月額	33,800	31,100	46,854	111,754
8	2,100,001～2,200,000	月額	33,800	36,300	46,854	116,954
9	2,200,001～2,300,000	月額	33,800	41,600	46,854	122,254
10	2,300,001～2,400,000	月額	33,800	46,700	46,854	127,354
11	2,400,001～2,500,000	月額	33,800	52,000	46,854	132,654
12	2,500,001～2,600,000	月額	33,800	59,300	46,854	139,954
13	2,600,001円以上	月額	33,800	63,800	46,854	144,454

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額(月額)は前項表により求めた額とします。

(2) 併用方式で一人用居室を利用する場合（管理費一時預入れとして300万円を前払い）

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	17,400	10,300	46,854	74,554
2	1,500,001～1,600,000	月 額	17,400	13,400	46,854	77,654
3	1,600,001～1,700,000	月 額	17,400	16,500	46,854	80,754
4	1,700,001～1,800,000	月 額	17,400	19,700	46,854	83,954
5	1,800,001～1,900,000	月 額	17,400	22,800	46,854	87,054
6	1,900,001～2,000,000	月 額	17,400	25,900	46,854	90,154
7	2,000,001～2,100,000	月 額	17,400	31,100	46,854	95,354
8	2,100,001～2,200,000	月 額	17,400	36,300	46,854	100,554
9	2,200,001～2,300,000	月 額	17,400	41,600	46,854	105,854
10	2,300,001～2,400,000	月 額	17,400	46,700	46,854	110,954
11	2,400,001～2,500,000	月 額	17,400	52,000	46,854	116,254
12	2,500,001～2,600,000	月 額	17,400	59,300	46,854	123,554
13	2,600,001 円以上	月 額	17,400	63,800	46,854	128,054

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

(3) 分割方式で二人用居室を利用する場合（管理費一時預入れなし）

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	47,400	14,400	93,708	155,508
2	1,500,001～1,600,000	月 額	47,400	26,800	93,708	167,908
3	1,600,001～1,700,000	月 額	47,400	33,000	93,708	174,108
4	1,700,001～1,800,000	月 額	47,400	39,400	93,708	180,508
5	1,800,001～1,900,000	月 額	47,400	45,600	93,708	186,708
6	1,900,001～2,000,000	月 額	47,400	51,800	93,708	192,908
7	2,000,001～2,100,000	月 額	47,400	62,200	93,708	203,308
8	2,100,001～2,200,000	月 額	47,400	72,600	93,708	213,708
9	2,200,001～2,300,000	月 額	47,400	83,200	93,708	224,308
10	2,300,001～2,400,000	月 額	47,400	93,400	93,708	234,508
11	2,400,001～2,500,000	月 額	47,400	104,000	93,708	245,108
12	2,500,001～2,600,000	月 額	47,400	118,600	93,708	259,708
13	2,600,001 円以上	月 額	47,400	127,600	93,708	268,708

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

（4）併用方式で二人用居室を利用する場合（管理費一時預入れとして500万円を前払い）

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	24,000	14,400	93,708	132,108
2	1,500,001～1,600,000	月 額	24,000	26,800	93,708	144,508
3	1,600,001～1,700,000	月 額	24,000	33,000	93,708	150,708
4	1,700,001～1,800,000	月 額	24,000	39,400	93,708	157,108
5	1,800,001～1,900,000	月 額	24,000	45,600	93,708	163,308
6	1,900,001～2,000,000	月 額	24,000	51,800	93,708	169,508
7	2,000,001～2,100,000	月 額	24,000	62,200	93,708	179,908
8	2,100,001～2,200,000	月 額	24,000	72,600	93,708	190,308
9	2,200,001～2,300,000	月 額	24,000	83,200	93,708	200,908
10	2,300,001～2,400,000	月 額	24,000	93,400	93,708	211,108
11	2,400,001～2,500,000	月 額	24,000	104,000	93,708	221,708
12	2,500,001～2,600,000	月 額	24,000	118,600	93,708	236,308
13	2,600,001 円以上	月 額	24,000	127,600	93,708	245,308

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

（5）分割方式で二人用居室を一人で利用する場合（管理費一時預入れなし）

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	47,400	10,300	46,854	104,554
2	1,500,001～1,600,000	月 額	47,400	13,400	46,854	107,654
3	1,600,001～1,700,000	月 額	47,400	16,500	46,854	110,754
4	1,700,001～1,800,000	月 額	47,400	19,700	46,854	113,954
5	1,800,001～1,900,000	月 額	47,400	22,800	46,854	117,054
6	1,900,001～2,000,000	月 額	47,400	25,900	46,854	120,154
7	2,000,001～2,100,000	月 額	47,400	31,100	46,854	125,354
8	2,100,001～2,200,000	月 額	47,400	36,300	46,854	130,554
9	2,200,001～2,300,000	月 額	47,400	41,600	46,854	135,854
10	2,300,001～2,400,000	月 額	47,400	46,700	46,854	140,954
11	2,400,001～2,500,000	月 額	47,400	52,000	46,854	146,254
12	2,500,001～2,600,000	月 額	47,400	59,300	46,854	153,554
13	2,600,001 円以上	月 額	47,400	63,800	46,854	158,054

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

(6) 併用方式で二人用居室を一人で利用する場合（管理費一時預入れとして500万円を前払い）

ケアウスふじの里 利用者階層別料金表

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金				
		区 分	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	月 額	24,000	10,300	46,854	81,154
2	1,500,001～1,600,000	月 額	24,000	13,400	46,854	84,254
3	1,600,001～1,700,000	月 額	24,000	16,500	46,854	87,354
4	1,700,001～1,800,000	月 額	24,000	19,700	46,854	90,554
5	1,800,001～1,900,000	月 額	24,000	22,800	46,854	93,654
6	1,900,001～2,000,000	月 額	24,000	25,900	46,854	96,754
7	2,000,001～2,100,000	月 額	24,000	31,100	46,854	101,954
8	2,100,001～2,200,000	月 額	24,000	36,300	46,854	107,154
9	2,200,001～2,300,000	月 額	24,000	41,600	46,854	112,454
10	2,300,001～2,400,000	月 額	24,000	46,700	46,854	117,554
11	2,400,001～2,500,000	月 額	24,000	52,000	46,854	122,854
12	2,500,001～2,600,000	月 額	24,000	59,300	46,854	130,154
13	2,600,001 円以上	月 額	24,000	63,800	46,854	134,654

但し、軽費老人ホーム設置運営要綱の改正に伴い変更を致します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

(7) 光熱水費として、次に定める利用料を負担して頂きます。

水道代：1人1ヶ月あたり400円

電気代：各居室の電気設備は当該施設が設置している「子メーター」により電気料金を計測し算出する。

(8) 利用者の縁故者・知人等で、施設の給食を利用するときは、利用者と同様な給食とし、朝食300円、昼食・夕食各500円を負担して頂きます。

(9) 「入院時食事療養費」相当額の助成

医療機関に入院した場合、医療機関の請求により支払った「入院時食事療養費」の合計金額に相当する金額を、利用者から請求のあった次月に助成いたします。

(10) 冬期加算額として11月～3月の間、暖房費として1人あたり1,960円を負担して頂きます。

(1 1) 電話料金の負担

居室の電話により外線利用した場合には通話料（実費）を次月の利用料と合わせて負担して頂きます。（なお、内線使用は無料です。）

(1 2) ケーブルテレビ受信料の負担

三原ケーブルテレビに加入しておりますので受信料を1ヶ月250円負担して頂きます。

(1 3) 事務費の徴収、返金

月の中途において利用を開始する場合は、生活費と管理費を日割計算したものをその月の利用料とし、事務費は徴収しません。また、月の中途において利用を廃止する場合は、生活費と管理費を日割計算したものをその月の利用料とし、事務費は返金しません。

7. 衛生管理等について

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、予防対策および発生時の適切な対処に努めます。

8. 虐待防止について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために指針を整備し、定期的に委員会を開催する
- ④虐待対策担当者は、苦情受付担当者とする

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとします。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設は、事故発生防止のため、事故発生防止マニュアルを整備しています。

当事業所が、入所者に対して行う介護サービスの提供により事故が発生した場合には、身元引受人、及び世羅町に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

当事業所が入所者に対して提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

また、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

10. 非常災害対策

当事業所が、入所者に対して行う介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備するとともに、適切な処置を講じます。又、消防計画に基づき、職員の定期的な非常災害対策訓練を行っております。

火災予防のため居室での火気の使用は禁止としておりますので所定の場所で火気の使用、喫煙をして下さい。

11. 身体拘束の禁止

施設は、サービス提供にあたり身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。ただし、

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

前項の規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、施設は、直ちにその日時、態様、入所者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行った従業者等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等の書面に記録します。

1.2. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 苦情の受け付けについて

(1) 苦情の受付

当施設に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ケアハウスふじの里	電話番号	0847-37-2537
	F A X	0847-37-2531
	責任者	「施設長」 西原 丈順
	担当者	「生活相談員」 沖田 裕子
	第三者委員	氏名：横路 良文
		連絡先：庄原市上原町143-4
		電話：0824-72-6632
受付時間	8：30～17：30	
	○施設内3箇所へ「意見箱」を設置しています。	

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

世羅町福祉課	所在地	世羅郡世羅町本郷947
	電話番号	0847-25-0294
	F A X	0847-25-0070
	受付時間	8：30～17：15（土・日・祭日を除く）
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	F A X	082-511-9126
	受付時間	9：30～17：00（土・日・祭日を除く）
広島県社会福祉協議会	所在地	広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082-254-3419
	F A X	082-256-2228
	受付時間	8：30～17：00（土・日・祭日を除く）

(3) 苦情解決の体制

当施設は、苦情処理・解決の体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置

しております。苦情解決の流れは以下のとおりです。

① 苦情の受付

苦情は苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 苦情受付の報告・確認

受付けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告され、第三者委員は内容を確認のうえ、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決への協議

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

14. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来訪・面会	・面会カードにその都度記入して下さい。 ・宿泊する場合には、事前に施設へ届け出るものとします。
外出・外泊	・外出・外泊カードに記入し届け出るものとします。
喫煙	・喫煙される方は、施設に申し出てください。 ・施設館内は、全て禁煙です。定められた場所で喫煙して下さい。
迷惑行為等	・施設が別に定める管理規程を入居者・施設ともに遵守するものとします。
動物飼育	・敷地内において、犬・猫等の動物を飼育してはならないものとします。ただし、熱帯魚等については、施設の許可を得て飼育できるものとします。
火気の使用	・施設内では決められた場所以外での火気の使用（ろうそく、線香の使用等）は禁止します。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【身元引受人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【説明者】

ケアハウスふじの里

職 種 _____

氏 名 _____ 印